

質問書

入札件名：環状通エルムトンネルで使用する業務用電力

No.	質問	回答
1	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等がございますか。	提出日または実際に記入した日付を記載してください。
2	自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約はございません。
3	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	契約電力の変更予定はありません。
4	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はございません。
5	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	手数料負担については問題ありません。 支払期日は 契約書（案）第11条第4項のとおり、「請求を受けた日から30日以内」としており期日の設定を変更することはできません。
6	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	請求書の内容が札幌市会計規則第59条の要件を満たしていれば発行は不要です。
7	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。

8	現在の計量日をご教示ください。	毎月1日となっております。
9	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか	契約書案第9条第1項のとおり、契約後の計量日については、落札後に発注者と受注者の双方で協議のうえ決定いたします。
10	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	需要場所の施設以外の電力使用分を分ける必要はありません。
11	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。 (1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか) 複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	請求書のとおりお支払いいたします。
12	内訳書に基本料金の算定方式の記載がございますが、請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	契約単価積算内訳書のとおり算出してください。また、力率割引については、仕様書2(8)アのとおり北海道管内のみなし小売事業者が定める供給条件を適用してください。
13	自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	各施設とも自動検針装置(スマートメーター)は設置済みです。
14	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議することは可能です。

15	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書の件については、特に定めはありません。郵送提出の際はご提示のとおり、二重封筒で提出ください。
16	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	以下に記載のとおりです。 ・契約書（案）の別紙「単価一覧」 ・契約書案第11条第3項 ・入札告示第2(5)
17	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	不可とします。契約書（案）の別紙「単価一覧」の「注4」において、燃料費調整の方法は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用するとしております。
18	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適用することはできません。みなし小売電気事業者が契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した場合は、その都度適用してください。料金の算定については、契約書（案）第11条2項のとおり、各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定することとしているため、契約単価の見直しは不要です。
19	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	契約書（案）の別紙「単価一覧」の「注4」のとおり、電力量料金は、当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用して、燃料費調整を行うこととしておりますので、燃料費調整を行わない料金プランは認められません。
20	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定します。
21	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定方法は、契約書（案）第11条3項のとおりです。契約単価は税込みです。

22	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	当該契約単価の変更については、契約書第12条に基づき文書によって申し入れを行い、発注者と受注者において協議できます。
23	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。
24	落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	辞退届の提出は必要ございません。
25	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	落札決定後、協議いたします。
26	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
27	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	仕様書2(8)ウのとおり、本入札において、市場連動プランによる応札および契約締結は認められません。
28	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	No. 27の回答のとおりです。

29	契約書単価一覧「注3 基本料金において、全く電気を使用しない月（予備電源によって電気を使用した場合を除きます。）は、上記単価の半額とする。」と記載がございますが、弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。 ＜計算式＞ 基本料金（未使用月）＝契約電力（kW）×基本料金単価（円）×0.5	契約単価を半額としたものに、契約電力を乗じてください。
30	内訳書の割引・割増の項目について、ない場合には「0」とする対応でよろしいでしょうか。	問題ありません。
31	契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	「入札告示5 入札手続等(2)、(3)」及び「入札説明書6 その他(2)、(3)」に記載のとおりです。